



水防時における 消防団員の活動マニュアル

改訂版

令和5年(2023年)5月

広島市消防団

広島市消防局

目 次

1	趣旨	2
2	水防活動の基本	2
3	水防活動時の組織	2
4	連絡及び動員体制	3
5	水防活動に必要な災害情報及び連絡手段	4
6	平常時の活動	5
7	水防活動	6
8	水防活動時における消防団員の安全管理	9
9	災害対応タイムライン	13
10	参考	14

1 趣旨

この活動マニュアルは、消防団員が的確かつ安全に対処できるように、水防時における消防団員の参集・出動体制、災害現場での活動要領、部隊管理、安全管理及び関係機関との連携について定めるものである。

2 水防活動の基本

広島市水防計画（以下「水防計画」という。）に基づき、関係機関と連携を取り任務を遂行する。

水防活動にあたっては、人命安全を主眼とし、住民の避難誘導を優先するとともに、団員の安全管理に努め、二次災害防止を徹底する。

特に津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が、避難行動を最優先とし、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動で多くの命を救う基本であることを認識する。

3 水防活動時の組織

水防活動時には、消防団の指揮連絡体制を確立するための消防団本部を設置し、また必要に応じて分団本部を設置する。

(1) 消防団本部

区分	内 容
設置	広島市に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、消防団本部を設置する。
要員	団長、副団長及び団長が指名する者
主たる業務	1 消防署と協議して分団本部へ活動の有無を含む活動方針を命令、指示する。なお団長が不在のときは、副団長等上席者が命令する。 2 消防署及び分団本部との連絡調整、災害情報の整理等を行う。 3 被害状況及び各分団の対応状況の掌握にあたる。

(2) 分団本部

区分	内 容
設置	必要に応じて分団本部を設置する。
要員	分団長、副分団長等
主たる業務	1 分団員に対して参集を指示し、適宜に任務指定を行う。 2 分団員の活動状況及び水防活動に必要な情報を、逐一団本部へ報告する。 3 所属分団員に災害情報を伝え、水防活動に当たっての安全確保を図る。 4 危険箇所等の警戒・広報を行う。 5 被災が予想される分団区域内の住民の避難誘導を行う。 6 応急工作を必要とする現場に出場して、応急工作を行う。

4 動員体制

水防体制の発令区分に応じた動員は、次の「広島市消防計画第12 水防活動計画 2動員（2）消防団員の動員」のとおりとする。

対象者	区分			参集場所	
	警戒体制 (大雨警報)	区災害警戒本部	区災害対策本部		
団長	△	○	○	署	
副団長	△	○	○	署又は出張所	
分団長以下	△	▲	避難指示 発令地域	○	団車庫又は 署・出張所
			それ以外 の地域	▲	
<p>【凡例】 ○：参集場所に参集すること。 △：状況に応じて、団長又は副団長は消防署長等と協議し消防団員を参集させる。 ▲：自主防災組織等が行う声かけ避難の支援や避難誘導が必要な場合に、団長又は副団長は消防署長等と協議し消防団員を参集させる。</p>					
摘要	1 分団長以上の者は、広島市防災情報メール配信システムから配信される防災情報メールにより水防体制の把握に努めるものとする。 2 副団長の参集場所は、団長が事前に署・出張所の別に指定しておくものとする。 3 女性消防団員への連絡及び動員は、団長が必要と認めたときに行う。				

5 水防活動に必要な災害情報及び連絡手段

(1) 水防活動に必要な主な災害情報

- ① 大雨・洪水注意報、大雨・洪水警報、大雨特別警報、土砂災害に関するメッシュ情報、津波注意報・警報、道路状況などの防災情報等の伝達
- ② 土砂災害の発生又は救助出動などの災害出動指令
- ③ 内水氾濫等の災害が発生した地域への災害出動指令
- ④ 動員状況や部隊編成状況の報告

(2) 連絡手段

次により情報を提供又は報告する。

受信 発信	消防局	消防団本部 (消防署)	分団本部 その他の団車庫	災害現場
消防局	—	防災無線 庁内電話	防災無線 (受信機) デジタル無線 団災害情報メール 防災情報メール (任意)	デジタル無線 団災害情報メール 防災情報メール (任意)
消防団本部 (消防署)	防災無線 庁内電話	—	防災無線 (受信機) デジタル無線 団災害情報メール 固定(Fax)電話 携帯電話 防災情報メール (任意)	デジタル無線 団災害情報メール 携帯電話 防災情報メール (任意)
分団本部 その他の 団車庫	フリーダイヤル デジタル無線 固定(Fax)電話 携帯電話	—	—	デジタル無線 団災害情報メール 携帯電話 伝令
災害現場	デジタル無線 組織管理メールへの画像 配信 (任意) フリーダイヤル 携帯電話	—	デジタル無線 携帯電話 伝令	トランシーバー デジタル無線 携帯電話 伝令
<p>* 消防団本部、分団本部に情報連絡消防団員を配置する。 * 防災行政無線及び防災情報メールについては、上記(1)の①の情報</p>				

(3) フリーダイヤル代表電話（3回線）

設置場所	番号
消防局（5階作戦室）	0120-429-720
中消防署（2階）	0120-429-721
東消防署（2階）	0120-429-722
南消防署（4階）	0120-429-729
西消防署（4階）	0120-429-724
安佐南消防署（5階）	0120-429-725
安佐北消防署（2階）	0120-429-726
安芸消防署（3階）	0120-429-728
佐伯消防署（2階）	0120-429-727

(4) 携帯電話メールの画像送信機能を利用して報告する場合のアドレス

設置場所	番号
中消防署（2階）	fs-na-keibo@city.hiroshima.lg.jp
東消防署（2階）	fs-hi-keibo@city.hiroshima.lg.jp
南消防署（4階）	fs-mi-keibo@city.hiroshima.lg.jp
西消防署（4階）	fs-ni-keibo@city.hiroshima.lg.jp
安佐南消防署（5階）	fs-am-keibo@city.hiroshima.lg.jp
安佐北消防署（2階）	fs-as-keibo@city.hiroshima.lg.jp
安芸消防署（3階）	fs-ak-keibo@city.hiroshima.lg.jp
佐伯消防署（2階）	fs-sa-keibo@city.hiroshima.lg.jp

6 平常時の活動

(1) 情報の共有及び安全対策

① 連絡会議の開催

関係機関との円滑な連携を図り、効果的な水防活動を行うため、必要に応じて連絡会議を開催する。

② わがまち防災マップの作成に協力し、災害危険箇所、避難場所、避難経路、避難の際の危険箇所などを住民とともに確認するとともに、実践的な避難訓練に参加し、災害時の効果的な活動に反映する。

※ わがまち防災マップ

地域の自主防災組織が主体となり、区役所、消防署等と連携して、本市が提供する土砂災害や洪水などのハザードマップを基に、地域の避難場所等や地域で確認した独自の危険情報を盛り込んだ災害時などの緊急時に役立つマップ

③ 安全管理指導員の選任及び団員への指導

各分団に安全管理指導員を置き、所属団員に対し計画的に安全管理について指導する。

(2) 災害危険箇所の把握

災害実態を明示した、分団管内の防災マップを作成し、水害の変化に対応した災害危険箇所を把握しておく。

- ① 水防計画に示された災害危険箇所（土石流、河川氾濫、浸水危険箇所等）及び、河川湾曲部や落石・崩落の危険現況を記入する。
- ② 雨量及び水位観測所の位置（特に、河川上流域雨量観測所）過去の降雨状況と河川の水位及び被害場所との関連表を作成しておく。
- ③ 水位観測所が設置されていない中小河川の場合は、予め安全に観測できる場所を選定しておく。
- ④ 常備消防等の警戒巡視経路と観測点
- ⑤ 携帯電話の不通地帯など、通信連絡にかかわる事項

(3) 災害出動に備えた事前対応

① 出動体制の確保

気象状況等を踏まえ、事前に安全装備品の点検と出庫準備を整え、直ちに出動できる体制を確保する。

② 土のう等の事前配置

通行止め等により、事前の応急工作ができない地区等にあつては、可能な限り消防署に協力して、適当な場所に土のう等を事前配置し、当該地区の自主防災組織等に説明し自主的活動を喚起する。

③ 安全装備品の点検及び円滑な活動をするために必要な研修を年1回以上実施する。

7 水防活動

(1) 水防活動の基本原則

- ① 参集場所は、原則として所属分団車庫とし、団員は個々に、予め参集の手段・コースを決めておく。
- ② 出動体制及び出動
 - ア 分団長又はこれに代わる者（以下「分団長等」という。）は、消防団本部からの指示や情報をもとに、気象情報、分団管内マップによる危険箇所等の確認、活動方法について参集者と協議を行い、出動体制を整える。
 - イ 安全装備品の着装確認、消防救急デジタル無線機、トランシーバー、強力ライト等の電装品の動作確認を行う。
 - ウ 分団長等は、災害現場への出動に当たっては、上記ア（出動体制）に基づいて、現場の状況を的確に把握し、出動目的・方法を的確に指示し、かつ団員の安全確保を再度指示する。
- ③ 私有車両は、参集時を除き、原則として使用しない。また、災害対応のための人員は、消防団車両をもって搬送する。マイクロバス等が必要な場合は、消防団本部に連絡し対応を図ること。

④ 応援の要請

災害が多発し、参集者のみでは対応できない場合は、消防団本部に連絡し応援を求めることとする。その場合も、現場の状況を的確に伝え、応援隊が安全に到着できるよう配慮する。

⑤ 長時間（期間）に及ぶ活動体制

水防活動が長時間に及ぶ場合は、体力、気力及び安全管理面等から交替制に切り替え、効率的な活動体制でもって対応する。

⑥ 応急工作の決定と実施

応急工作等現場活動は、次の事項について消防隊の現地指揮者と十分協議して決定し、消防隊の指揮のもと連携して実施する。

ア 応急工作は、現場の状況、危険切迫の度合、作業力、資機材等を考慮し有効適切なものから実施する。その場合、消防団員の安全確保を最優先する。

イ 新たに発生する危険に対処できるよう警戒員の配置や、予備資機材の確保を図りながら実施する。

⑦ 水防活動時の安全配慮

水防活動時は、安全管理を徹底し、消防団員自身の安全確保に留意する。

ア 水防活動への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。

イ 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を装着するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。

ウ 土石流による土砂等の堆積状況など、災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる安全な場所等への警戒員の配置及び消防団員の退避場所の選定を優先に行い、これを全ての消防団員に周知する。

エ 水防活動や避難誘導などに当たっては、消防団員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間と津波到達時刻等を考慮するとともに、消防団員が自身の危険性が高いと判断した時は、自身の避難を優先する。

オ 警戒員等から緊急避難の警笛（長声2回「ピー・ピー」）又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、消防団員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。

(2) 警戒・広報のための巡回活動の留意事項

① 巡回にあたり、必要な資機材を携行する。

② 巡回時の確認事項

ア 河川の浮遊物の状況

イ 護岸、堤防の越水、亀裂、欠け崩れ等の状況

- ウ 河川水位、潮位の変動状況
- エ 山崩れ、崖崩れ等の有無及び状況
- オ 浸水区域、浸水深の状況
- カ その他水防上危険と認める事項

③ 声かけ避難の支援等

自主防災組織等が主体となって行う声かけ避難を可能な限り支援する。また、必要に応じ、消防団本部の示す広報文を呼びかける等住民の早期の避難を促す。

なお、大雨による土砂災害への対応で、避難指示が発令された場合、安全を確保した上で、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を中心に声かけ避難の支援等を行う。ただし、次の場合は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から速やかに退避する。その後、消防団本部や消防隊と調整し、安全確保の上、適切な活動を行う。

ア 土砂災害の前兆現象（川の水が異常に濁る、流木が混じりだす、山鳴り、地鳴り、木の腐ったような臭いや土の臭いなど）が見受けられるなど、自身の危険性が高いと判断した場合

イ 広島県土砂災害危険度情報において、声かけ避難を支援する区域（以下、「当該区域」という。）のメッシュ情報に実況で基準値超過又は特別警報基準値超過が表示された場合

ウ 当該区域に大雨特別警報が発表された場合

④ 情報伝達

消防団本部は、各消防署からの連絡やテレビのデータ放送等により、③のイ又はウに該当する旨の情報を入手した場合は、速やかに団災害情報メールを活用し、分団本部及び当該区域で活動中の消防団員に退避連絡をする。また、分団本部の情報連絡消防団員は、当該区域で活動中の消防団員に対して退避連絡の伝達について確認し、消防団本部にその旨を報告する。

(3) 調査活動

① 水位・潮位及び雨量の観測、収集等

水防活動に必要な水位・潮位及び雨量の観測情報等の情報を消防署から入手する。

② 災害、避難、被害状況の収集

被害状況等を把握するための効果的な方法について、予め消防署と協議する。

ア 発生前

水位、潮位及び被害状況等を把握するための効果的な方法について、予め消防署と協議する。

イ 発災後

必要に応じて専属の調査班を編成する。また、参集時に被害状況等の把

握に努める。

ウ 重要情報（国土交通省、気象台から発表される注意報・警報及び河川にあっては警戒水位を越える水位、ダムの放流状況、その他通行止め等）については、消防署及び現場の消防隊等から入手し情報の共有化を図る。

(4) 避難誘導

原則として消防団本部の指示、又は、自主防災組織等の要請に従って行うものとし、次の区分により誘導するものとする。なお、自主防災組織等の要請により行うときは、消防団本部の了解を得て行う。また、避難誘導は、原則2名以上で安全装備品を携行して行う。

① 避難指示発令前（警戒体制時の自主避難及び災害警戒本部体制時の高齢者等避難の発令に伴う避難）

個人が予め決めた、又は自主防災組織等が開設した避難場所に誘導する。

② 避難指示発令後（災害対策本部体制時の避難指示の発令に伴う避難）

消防団本部の指示に基づき、開設された避難場所へ誘導する。

③ 移動

避難場所への移動は、原則として徒歩とする。車両を使用する場合は、遠回りでもより安全な経路を選択する。

※ 安全装備品

避難誘導を行う際は、必ず救命胴衣、トランシーバー、ロープ、カラビナを携行し、夜間にあつては、夜光チョッキ、ヘッドライト、強力ライト、安全誘導ライトも携行する。

(5) 人命救助

救命ボート等水災対策用資機材を活用した住民の人命救助活動や避難支援活動は、消防団員の安全を確保し、消防隊の現地指揮者の下で消防隊と連携し組織力を結集して行う。

8 水防活動時における消防団員の安全管理

(1) 基本的事項

水防活動は、二次災害防止を図るため、安全管理を最優先することを原則とする。このため、水防活動時の消防団員の安全確保について、次の5項目を厳守する。

① 自己の安全管理（引き返す勇気をもつ。）

次のような気象条件等で、安全確保が図られない場合は、引き返すあるいは出動を見合わせる勇気を持ち、安全な場所に退避し、消防団本部へ報告するとともに指示を受ける。

ア 時間雨量30ミリ以上の降雨（バケツをひっくり返したような降雨や道路が川のような状況）があるとき。

イ 降雨により安全が確認できないほど視界が悪いとき。

- ウ 堤防の天端まで河川が増水又は波浪が押し寄せたとき。
- エ 河川の濁流で護岸及び路面下が急激に損壊する恐れがあるとき。
- オ 道路冠水で路面及び路面下の状況が確認できないとき。

② 経験則による安全を過信しない。

夜間、豪雨の中で、道路冠水で道路状況が視認できない場合、これまで道路損壊は起こらなかったという経験を過信して行動しない。

濁流による堤防や道路破壊は瞬く間に起こることをよく理解しておく。降雨はこれまで経験したことがないゲリラ的にかつ時間雨量50ミリを超えるような激しい降り方となってきており、年々その激しさを増していることに留意する。

また、広島市域では、山地・丘陵地での土地改変が急速に進んでおり、それが原因で中小河川の出水が突発的に発生することが多くなった。

③ 津波災害時の退避の優先（広島市消防団震災対応マニュアル参照）

ア 津波災害時、津波浸水想定区域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

イ 消防団が活動する場合には、「気象庁が発表する津波到達予想時刻」から、「退避時間(安全な高台等へ退避するために要する時間)」及び「安全時間20分(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)」を差し引いた時刻を「退避開始時刻」として設定する。

ウ 分団長等は、退避開始時刻となった場合には、直ちに退避命令を出す。

エ 分団長等は、退避開始時刻前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

オ 津波到達が予想される場合は、救命胴衣を着用し、通信機器、ラジオ等を携行の上、複数人の消防団員で活動する。また、危険を察知した場合は直ちに退避する。

カ 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合や参集中に退避開始時刻となった場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することとし、事前に住民と話し合っ理解を求めておくこと。

キ 津波警報が解除されるまで、津波による浸水が予測される地域では、一切の消防活動を行わない。

④ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの退避

大雨による土砂災害への対応で、避難指示が発令された場合、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を中心に声かけ避難の支援等を行うが、次の場合は、速やかに土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から退避する。

ア 土砂災害の前兆現象（川の水が異常に濁る、流木が混じりだす、山鳴り、地鳴り、木の腐ったような臭いや土の臭いなど）が見受けられるな

ど、自身の危険性が高いと判断した場合

イ 広島県土砂災害危険度情報において、当該区域のメッシュ情報に実況で基準値超過又は特別警報基準値超過が表示された場合

ウ 当該区域に大雨特別警報が発表された場合

⑤ 報告

水防活動の際には、参集、現場出動、現場活動、終了など、必ず自己の所在地及び活動状況等を分団長等に報告する。報告を受けた分団長等は、安全確保を優先して必要な指示を行う。

(2) 水防活動時の遵守事項

① 参集時の団員の心得

ア 事前に最も安全な参集経路を定めておく。

ただし参集時に、所属分団車庫又は、参集経路が河川氾濫や津波等により浸水等の危険性があるときは、分団長等上席者に報告し、他の車庫又は消防署、消防出張所に参集する。

イ 風雨が非常に激しく、参集するのに危険を感じたら決して無理をせず、ひとまず安全な場所に退避し、状況を分団長等に報告して指示を受ける。

ウ 参集にあたっては、必ず分団長等や家族に知らせる。

エ 水防時に自宅や職場から参集するときは、保安帽や救命胴衣等の個人安全装備品を携行すること。

② 指揮者の明確化

分団長（又は副分団長）不在の場合は、参集した上席団員を指揮者とし、団員はその指揮下で規律ある行動をとる。

③ 指揮者（分団長等上席消防団員）の責務

ア 常に安全管理に留意して指揮する。安全が確保できない場合の活動は行わない。

イ 水防活動時には、必ず警戒及び情報収集を行う団員を指名し、警戒員及び情報収集者として業務を行わせる。

ウ 警戒員を作業に参加させず、全体の活動が監視できる位置で安全管理にあたらせる。

エ 情報収集者は、消防救急デジタル無線機、携帯電話の防災情報メール及び常備消防からの伝令等による情報収集に専念し、新たな情報を入手したときは、トランシーバー等を使用し分団長等に報告する。

オ 水防活動のために出動する際は、原則として4名以上とし、単独での行動を行わせないこと。

カ 水防活動中は、警戒員の静止指示に必ず従わせる。

キ 水防活動に入る前に、気象情報、分団マップによる危険箇所の確認、活動内容、役割分担、安全確保の手段を協議して全員に周知する。

ク 安全装備品の装着確認を、必ず行う。

ケ 車庫毎に情報連絡員を指名し、連絡方法を確認させる。

コ 参集団員の健康状態を確認して、参集人員を消防団本部に報告する。

(3) 警戒・広報、調査活動時の遵守事項

- ① 保安帽、救命胴衣を着装し、ロープ、カラビナ、防塵メガネなどの個人装備品を携行する。
- ② 体調不良の場合は指揮者に報告し、無理な現場活動は行わない。
- ③ 経験則による危険予測が困難となっていることから、経験等に基づく安全を過信しない。
- ④ 車両はでき得る限り周りが見通せる場所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮し、常に、退路を確保しておく。
- ⑤ 河川警戒は2名以上で安全な場所において行う。
- ⑥ 車両で移動するときは、同乗者全員が周囲の状況に十分注意し、特に河川沿いの道路を通行する場合は、安全を確認した後、通行する。
- ⑦ 強風時又は水際での活動は、河川等に転落しないよう注意するとともに、市街地や住宅地では、瓦・看板等の落下や飛散物等に注意して行動する。
- ⑧ 垂れ下がっている電線に注意し、感電しないように活動する。
- ⑨ 堤防上の作業中、次のような破堤の前兆現象が見受けられたら、直ちに避難する。
 - ・洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - ・法面の崩れが天端まで達したとき。
 - ・漏水量が多く、濁ってきたとき。
 - ・漏水に泡が混じった状態のとき
- ⑩ 崖及び急傾斜地付近の警戒は、落石や土砂崩壊があるので真下に位置しないように注意する。
- ⑪ 崖崩れ等の前兆現象に十分注意し、異常を感じたら直ちに土砂の流れる方向と直角の方向に退避する。
- ⑫ 水防活動が長時間に及ぶことが予想される場合は、交替要員を確保する。
- ⑬ 夜間活動時や視界不良の時は照明器具（投光器、ヘッドライト、強力ライト）を携行する。

(4) 避難誘導

- ① 消防団本部の指示に基づき、各種ハザードマップ等を活用し、最も安全な経路・方法で行う。
- ② 避難者の前後に消防団員を配置し、周囲の状況に留意すること。

(5) 人命救助

人命救助活動は非常に危険性が高いことから、消防団員の安全を十分確保した上で行う。なお、消防団員の安全が確保できない場合は、消防隊の到着を待って、その指揮下で行動する。

9 災害対応タイムライン

本タイムラインは、平常時及び災害発生時において、消防団員が確かつ安全に対処できるように時系列（警戒レベルごと）に災害対応をまとめたものである。

【平常時の活動】（詳細は「水防時における消防団員の活動マニュアル（改訂版）」（以下「マニュアル」という。）5.6ページを参照のこと。）

<p>■連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> □必要に応じて関係機関との連絡会議を開催する。 <p>■安全管理指導員の選任及び団員への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> □各分団に安全管理指導員を置き、所属団員に対し計画的に安全管理について指導する。 <p>■災害危険箇所の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> □各種ハザードマップ（土砂災害、洪水、浸水（内水））、高潮浸水区域図、地震防災マップ（防災カルテ）、広島県津波浸水想定図等を活用し、管内の災害危険箇所を把握する。 □自主防災組織等が作成するわがまち防災マップの作成を支援し、管内の避難所、避難経路等を把握する。 □災害実態を明示した分団管内の防災マップを作成する。なお、作成した防災マップについては、適宜、追加・修正等を加え、精度の高いものとなるよう努める。 <p>◀防災マップへの記入項目（例）▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険箇所（土石流、河川氾濫、浸水危険箇所等） ・雨量及び水位観測所の位置（過去の降雨状況と河川の水位及び被害場所との関連表の作成） ・過去に災害の発生した箇所等 ・常備消防等の警戒巡視経路と観測点 ・安全に水位等を確認できる場所（水位観測所が設置されていない中小河川） ・河川湾曲部や落石・崩落の危険現況等 ・通信連絡に関わる事項（携帯電話不通地帯等）
--

【水防活動時の安全配慮】（詳細はマニュアル7ページを参照のこと。）

<p>水防活動時は、安全管理を徹底し、消防団員自身の安全確保に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水防活動への出動に当たっては、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。 ②水防活動時には、救命胴衣やロープ、カラビナ等の身の安全を確保する装備を必ず装着する。 ③全体が監視できる安全な場所等に警戒員を必ず配置し、消防団員の退避場所の選定を優先に行う。 ④水防活動や避難誘導を実施中、消防団員が自身の危険性が高いと判断した時は、自身の避難を優先する。 ⑤警戒員等から緊急避難の警笛又は異常な現象を感じた場合には、消防団員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。 ⑥人命救助活動など危険性が高い作業をする場合は、必ず常備消防と合同で行う。
--

【災害対応】

※いずれの警戒レベルであっても、広島市防災ポータル、気象庁、広島県防災Web及びテレビのデータ放送等により気象情報を積極的に入手し、今後の気象情報には十分留意すること。

警戒レベル	避難情報等 (住民に行動を促す情報)	消防団本部	分団	女性消防隊
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) 【気象庁等が発表】	■情報収集 □気象情報を入手する。	■情報収集 □気象情報を入手する。	■情報収集 □気象情報を入手する。
警戒レベル2	大雨・洪水注意報等 【気象庁等が発表】	■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) ■自宅待機及び参集準備	■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。)	■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。)
警戒レベル3 【高齢者等は避難】	高齢者等避難 【広島市が発令】 【災害警戒本部】	■参集 □署からの連絡を受けて参集する。 ■消防団本部の設置 □消防団室に設置時間及び参集人員を報告する。 □追加参集について検討する。必要に応じて追加参集を指示する。 ■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等) □署から被害状況等の情報を収集する。 □常備消防の災害出動指令状況を把握する。	■情報収集・連絡体制の確保 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等) □携帯電話等の充電等を確認する。 ■自宅待機及び参集準備 ※団長、副団長及び署長が協議した結果、消防団本部からの参集指示があった場合は参集する。	■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等)
警戒レベル4 【全員避難】	避難指示 【広島市が発令】 【災害対策本部】	■消防団本部の運営 □分団長を通じて分団員に参集連絡をする。(初めて参集連絡をした場合又は追加で参集連絡をした場合はその都度、消防団室に報告する。) □各分団の活動内容を検討し、各分団に指示する。 □原則、毎正時に消防団室に各団の参集人員を報告する。 □各分団の活動(開始時間、内容、結果等)を記録するとともに、消防団室に報告する。 □応援要請を検討し、必要に応じて消防団室に応援を要請する。 □自主防災組織等が行う声かけ避難への支援や広報文の呼びかけ等を指示する。 【大雨による土砂災害に係る対応】 ・避難指示が発令された場合、安全を確保した上で、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を中心に声かけ避難の支援等を行うよう指示する。 ・次の場合は、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から速やかに退避するよう指示する。その後、消防隊や分団と調整し、当該区域等において安全が確保された場合には、適切な活動を行うよう指示する。 ①土砂災害の前兆現象(川の水が異常に濁る、流木が混じりだす、山鳴り、地鳴り、木の腐ったような臭いや土の臭いなど)が見受けられるなど、自身の危険性が高いと判断した場合 ②広島県土砂災害危険度情報において、当該区域のメッシュ情報に実況で基準値超過又は特別警戒基準値超過が表示された場合 ③当該区域に大雨特別警戒が発表された場合 ・各消防署からの連絡やテレビのデータ放送等により、上記②又は③に該当する旨の情報を入手した場合は、速やかに団災害情報メールを活用し、分団本部及び当該区域で活動中の消防団員に退避連絡をする。 ■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等) □署から被害状況等の情報を収集する。 □常備消防の災害出動指令状況を把握する。	■参集 □消防団本部及び分団長等からの連絡を受け分団車庫に参集する。 ■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等) ■災害に備えた出動準備 □安全装備品(救命胴衣、トランシーバー、ロープ、カラビナ等)を準備する。 □気象情報、分団管内マップで危険箇所等を確認する。 □消防団本部の指示する活動方法について分団内で協議するとともに情報を共有する。 □安全装備品を点検し、着装確認を行う。 □消防救急デジタル無線、トランシーバー、強ライト等の電装品の動作確認を行う。 □出庫の準備を行う。 □分団長等は団員に出動目的・方法及び安全確保に係る指示を的確に行う。 ■警戒巡視 □必要資機材を携行する。 □警戒巡視を行う。(確認事項:①河川の浮遊物の状況、②護岸、堤防の越水、亀裂、欠け崩れ等の状況、③河川水位、潮位の変動状況、④山崩れ、崖崩れ等の有無及び状況、⑤浸水区域、浸水深の状況、⑥その他水防上危険と認める事項等) ■避難広報・避難誘導等 □自主防災組織等が行う声かけ避難を支援する。必要に応じて、消防団本部の示す広報文を呼びかける等住民の早期の避難を促す。 【大雨による土砂災害に係る対応】 ・避難指示が発令された場合、安全を確保した上で、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を中心に避難の声かけ等を行う。 ・次の場合は、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から速やかに退避する。その後、消防団本部や消防隊と調整し、安全確保の上、適切な活動を行う。 ①土砂災害の前兆現象(川の水が異常に濁る、流木が混じりだす、山鳴り、地鳴り、木の腐ったような臭いや土の臭いなど)が見受けられるなど、自身の危険性が高いと判断した場合 ②広島県土砂災害危険度情報において、当該区域のメッシュ情報に実況で基準値超過又は特別警戒基準値超過が表示された場合 ③当該区域に大雨特別警戒が発表された場合 ■浸水・越水対策 □通行止め等により、事前の応急工作ができない地区等に対して土のうを事前に配備する。 □積み土のう工法等による浸水・越水防水対策を実施する。 ■応急工作 □災害危険箇所等での積み土のう工法・シート張り工法等を実施する。 ■応援要請 □消防団本部に対して現場の状況を伝達するとともに、必要に応じて応援を要請する。	■情報収集 □気象情報を入手する。(今後の気象情報には十分留意すること。) □避難情報を入手する。(市防災情報メール等) ■後方支援 □団長が必要と認めた場合、参集する。 □必要に応じて災害活動に従事している消防団員の後方支援を行う。 ■避難所支援(必要に応じて) □支援が必要な避難所において、清掃・消毒をするとともに、支援物資を整理する。(必要に応じて各団事務局及び消防団室に対して必要物資を要請する。)
警戒レベル5 【直ちに安全確保】	緊急安全確保 【広島市が発令】 【災害対策本部】		■自身の安全確保 □災害危険箇所付近にいる場合は、至急、安全な場所へ退避する。 【災害発生場所等での安全が確認された後】 ■救助活動 □人命救助活動を実施する。 ■応急工作 □災害危険箇所及び災害発生箇所等での積み土のう工法・シート張り工法等を実施する。	■避難所支援(必要に応じて) □支援が必要な避難所において、清掃・消毒をするとともに、支援物資を整理する。(必要に応じて各団事務局及び消防団室に対して必要物資を要請する。)

補足: [警戒レベル3]高齢者等避難の発令に伴い、自主防災組織等から避難誘導の要請があった場合は、消防団本部の了解を得た上で、指定緊急避難場所への避難誘導を行う。

10 参考

(1) 気象情報等の収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するために必要な気象情報等は次のホームページ等を参考に収集する。

- ア 広島市防災ポータル URL: <https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>
- イ 気象庁 URL: <https://www.jma.go.jp/>
- ウ 広島地方気象台 URL: <https://www.jma-net.go.jp/hiroshima/>
- エ 広島県防災 Web URL: <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>
- オ 川の防災情報（国土交通省） URL: <https://www.river.go.jp/>
- カ 広島県河川防災情報システム URL: <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>
- キ 洪水ポータルひろしま（広島県） URL: <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>
- ク 広島県土砂災害危険度情報 URL: <https://www.d-keikai.pref.hiroshima.lg.jp/public/Top.aspx>
- ケ 土砂災害ポータルひろしま URL: <https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

(2) メッシュ情報確認方法

広島市防災ポータル (<https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp>) にアクセス後、次の手順で該当区域のメッシュ情報を確認する。

「土砂災害危険度」をタッチする。

表示が変わったら、地図部分をタッチする。

広島県土砂災害危険度情報が表示される

拡大して活動区域のメッシュ情報（凡例参照）を確認

《参考》

右上の各種設定から土砂災害警戒区域等を地図上に表示させることも可能です。

(3) 大雨特別警報確認方法

広島市防災ポータル (<https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp>) にアクセス後、「避難情報」をタッチすると、地図表示で市域の各行政区の警戒レベル3以上の発令状況が確認できる。

